

# 山梨県公報

号外第十五号

平成二十年

三月二十八日

金 曜 日

## 目 次

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則	一
山梨県等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	八
山梨県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則	八
県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	九
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	九
山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則	一〇
山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則	一一
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一三
山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	一四
山梨県立職業能力開発学校管理規則の一部を改正する規則	一九
山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	一九
山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	一九
山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	二二
山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	二二
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二二
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	二〇
山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則	二〇
山梨県立看護大学短期大学部学則等を廃止する規則	三〇

## 規 則

### 山梨県規則第四号

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(平成二十年山梨県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

### (課税免除の申請期間等)

第二条 条例第三条の規定により課税免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる税目ごとにそれぞれ当該各号に定める期間内に、課税免除申請書(第一号様式)を山梨県総合県税事務所の長(以下「県税事務所長」という。)に提出しなければならない。  
一 不動産取得税 条例第二条の規定による課税免除の対象となる家屋を事業の用に供した日の属する年又は事業年度に係る申請期間(山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第四十条第一項又は第四十四条第一項に規定する期間をいう。次号において同じ。)  
二 固定資産税 第一年度分にあつては、条例第二条の規定による課税免除の対象となる構築物の取得後最初に到来する申請期間と地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百四十五条第一項の規定において準用する同法第三百八十三条に規定する期間とのいずれか後の期間、第二年度分及び第三年度分にあつては、同法第七百四十五条第一項の規定において準用する同法第三百八十三条に規定する期間

2 県税事務所長は、課税免除の申請をしようとする者が、前項に規定する期間内に課税免除申請書を提出することができなかつた場合においてやむを得ない理由があると認めるときは、期限を指定して当該申請書を提出させることができる。  
3 県税事務所長は、前二項の規定により課税免除申請書の提出があつた場合は、課税免除をしようかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。  
(徴収猶予の申請等)

第三条 条例第五条の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者は、山梨県県税条例第五十五条第一項の規定により不動産の取得の事実を申告する際、不動産取得税徴収猶予申請書(第二号様式)を県税事務所長に提出しなければならない。  
2 県税事務所長は、前項の規定により不動産取得税徴収猶予申請書の提出があつた場合は、徴収猶予をしようかについて決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に第二条第一項及び第三条第一項に規定する申請書の提出に係る期間の末日が到来している場合並びにこの規則の施行の日から起算して二十九日以内にその提出に係る期間の末日が到来する場合には、当該申請書を提出しようとする。

る者は、これらの規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して三十日間はその申請書を提出することができる。

第1号様式（第2条関係）

課税免除申請書			
山梨県総合県税事務所長 殿		年 月 日	
		住所（所在地） _____	
		氏名（名称） _____ 印	
		業種 _____	
<p>山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。</p>			
課税免除を受けようとする	年度		
	税目		
法人の場合は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 連結法人	<input type="checkbox"/> 延長法人
		<input type="checkbox"/> どちらでもない	
企業立地計画の承認の日			
対象施設	所在地		
	名称		
	種類		
取得価額の合計額	対象となる家屋		
	対象となる構築物		
	対象となる家屋又は構築物の敷地である土地		
	合計		
<p>注 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる家屋の明細書（別表1）</li> <li>2 対象となる構築物の明細書（別表2）</li> <li>3 対象となる家屋の敷地である土地の明細書（別表3）</li> <li>4 対象となる家屋又は対象となる構築物の設置状況を明示した対象施設の平面見取図</li> <li>5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第15条第2項の承認企業立地計画の内容を明らかにする書類</li> </ol>			

別表 1

対象となる家屋の明細書						
名称	用途	床面積 (㎡)	建設着手年 月日	取得年月日	取得価額	事業の用に供 した日
合計						

別表2

対象となる構築物の明細書						
名称	用途	数量	建設着手年月日	取得年月日	取得価額	事業の用に供した日
合計						

別表 3

対象となる家屋の敷地である土地の明細書						
所在	地番	地目	地積 (㎡)	取得年月日	取得価額	敷地として使用している対象家屋の名称
合計						

第2号様式(第3条関係)

不動産取得税徴収猶予申請書

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。

土地	不動産取得税の課税対象となる土地	所在		地番	
		地積(m <sup>2</sup> )		地目	
		取得年月日			
	上記のうち徴収猶予の対象となる家屋の敷地である土地	地積(m <sup>2</sup> )			
	上記の土地を敷地として新築又は増築される家屋	用途		着手予定年月日	
床面積(m <sup>2</sup> )			事業の用に供する予定年月日		
家屋	不動産取得税の課税対象となる家屋	所在地			
		用途		取得年月日	
		床面積(m <sup>2</sup> )		事業の用に供する予定年月日	
	上記のうち徴収猶予の対象となる家屋	床面積(m <sup>2</sup> )			
予定される家屋又は構築物の取得価額の合計額					
注 この申請書には、山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例第2条の規定の適用があるべきことを証する書類を添付すること。					

### 山梨県規則第五号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県建築基準法施行細則及び山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

**第一条** 次に掲げる規則の規定中「土木部建築指導課」を「県土整備部建築指導課」に改める。

一 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)第二条及び第九条第一項

二 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)第十七条第三項第一号及び第二十四条第一号

(建築士法施行細則の一部改正)

**第二条** 建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二十三条の八」を「第二十三条の九」に、「山梨県土木部建築指導課内」を「県土整備部建築指導課内」に改める。

(山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び山梨県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

**第三条** 次に掲げる規則の規定中「山梨県土木部住宅課」を「県土整備部住宅課」に改める。

一 山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年山梨県規則第三十二号)第二条

二 山梨県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十六年山梨県規則第四十九号)第六条(山梨県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

**第四条** 山梨県測量業者登録簿閲覧規則(昭和三十七年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県土木部用地課内」を「県土整備部用地課内」に改める。

(山梨県河川管理規則の一部改正)

**第五条** 山梨県河川管理規則(昭和四十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように正する。

第二条中「土木部治水課」を「県土整備部治水課」に改める。

(山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正)

**第六条** 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「知事政策室にあつては知事政策室長」を「知事政策局及び」に、「局長」を「局長」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律施行細則の一部改正)

**第七条** 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律施行細則(昭和四十五年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「土木部砂防課」を「県土整備部砂防課」に改める。

(山梨県都市計画法施行細則の一部改正)

**第八条** 山梨県都市計画法施行細則(昭和四十六年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「山梨県土木部建築指導課内」を「県土整備部建築指導課内」に改める。  
(山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則及び山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部改正)

**第九条** 次に掲げる規則の規定中「山梨県土木部住宅課内」を「県土整備部住宅課内」に改める。

一 山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則(平成七年山梨県規則第四十四号)第二条

二 山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年山梨県規則第八十五号)第二条

**附則**  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県規則第六号**  
山梨県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県知事 横 内 正 明



山梨県消費生活協同組合法施行細則（平成十五年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十三条第一項第四号、第五号又は第八号」を「第四十条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第七号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 県職員の職の設置に関する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「知事政策室長」を「知事政策局長」に、「及び主任」を「主任及び専門員」に、「衛生指導監」を「政策企画監、学術調査指導監、税務徴収企画監、衛生指導監」に改め、「援護指導監、県有林経営監、文化振興普及監、統計指導監」を削り、「看護指導監」の下に「大気水質指導監」を加え、「河川監理監、開発指導監」、「廃棄物対策企画監」及び「発達障害対策監」を削り、「同表出先機関に置かれる職の欄中「徴収部長」を「自動車税部長、徴収部長、副徴収部長」に改め、「地域農政推進幹」を削り、「児童指導幹、成人指導幹」を「専門指導幹、営農支援幹」に改め、「工事施工管理幹」の下に「技術審査幹」を加え、「及び主任」を「主任及び専門員」に改め、「分場長」、「普及指導幹、花き振興幹」及び「短期大学部長」を削る。

第二条第一項中「主任」を「主任、専門員」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第八号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総括課長補佐」の下に「税務徴収企画監」を加え、同項第四号中「及び自動車税事務所（以下「県税事務所等」という。）及び「副所長」を削り、「課税・管理部長」の下に「自動車税部長」を加え、「次長」を「副徴収部長」に改め、「主任」の下に「専門員」を加える。

第三条第一項第三号中「総括課長補佐」の下に「税務徴収企画監」を加え、同項第四号中「県税事務所等」を「県税事務所」に改め、「副所長」を削り、「課税・管理部長」の下に「自動車税部長」を加え、「次長」を「副徴収部長」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（県税事務所長が受任した事務の決裁）

第三条の二 県税事務所長（以下「県税事務所長」という。）は、知事の承認を得て、条例第四条第一項の規定により受任した徴収金の賦課徴収及びこれに伴う事務の決裁についての細則を定めることができる。

第五条中「県税事務所等の長（以下「県税事務所長等」という。）を「県税事務所長」に改める。

第五条の三中「自動車税事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第七条から第十一条までの規定中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改める。

第十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に、「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改め、同項第二号中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改める。

第十三条第一項中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に、「本章」を「この章」に、「県税事務所等」を「県税事務所」に改める。

第十四条第一項及び第十五条中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改める。

第十六条中「予約申出書」を「予納申出書」に、「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改める。

第十八条及び第十九条第一項中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改める。

第十九条の三を削り、第十九条の四を第十九条の三とし、第十九条の五を削る。

第十九条の六第二項中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改め、同条を第十九条の四とする。

第十九条の七第一項中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改め、同条第三項中

「自動車税事務所長」を「県税事務所長」に改め、同条を第十九条の五とする。  
第十九条の八中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改め、同条を第十九条の六とする。

第十九条の九第一項及び第二項中「県税事務所長等」を「県税事務所長」に改め、同条を第十九条の七とする。

第五十三條、第五十三條の七及び第五十三條の九から第五十三條の十一の三までの規定中、「自動車税事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第三号様式(その一) 裏面中「及び自動車税事務所」を削り、同様式(その五) 中山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改め、同様式(その五)裏面中「及び自動車税事務所」を削る。

第四号様式(その四) 中山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改める。

第五号様式中 山梨県総合県税事務所長 印] 山梨県総合県税事務所長

印]に改め、同様式裏面中「及び自動車税事務所」を削る。

第六号様式中 山梨県総合県税事務所長 印] 山梨県総合県税事務所長

印]に改める。

第七号様式中 山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改める。

第八号様式中 山梨県総合県税事務所長 印] 山梨県総合県税事務所長

印]に改め、同様式裏面中「及び自動車税事務所」を削る。

第十号様式及び第十一号様式中 山梨県総合県税事務所長 印] 山梨県総合県税事務所長

印]に改める。

第十九号様式から第二十二号様式まで及び第三十号様式から第三十三号様式(その一)

までの規定中 山梨県総合県税事務所長 殿] 山梨県総合県税事務所長 殿]に改

める。

第三十四号様式(その一) 中山梨県総合県税事務所長 山梨県自動車税事務所長

長」に改め、同様式(その二)及び(その三)中山梨県自動車税事務所長」や「山梨

県総合県税事務所長」に改める。

第三十五号様式(その一) 中山梨県総合県税事務所長 山梨県自動車税事務所長」に改め、同様式(その二)中山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改める。

第三十七号様式及び第三十七号様式の二中山梨県総合県税事務所長 山梨県自動車税事務所長 殿]に改める。

第三十八号様式(その一)中「(第19条の4関係)」や「(第19条の3関係)」

に、山梨県総合県税事務所長 山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改め、同様式(その二)中山梨県自動車税事務所長」や「山梨県総合県税事務所長」に改める。

第三十九号様式中「(第19条の9関係)」や「(第19条の7関係)」に改める。

第四十五号様式裏面及び第四十七号様式裏面中「及び自動車税事務所」を削る。

第九十四号様式から第九十九号様式の二まで、第百八号様式から第百十三号様式まで、第百十五号様式、第百十七号様式、第百二十二号様式及び第百二十四号様式から第百二十八号様式までの規定中「山梨県自動車税事務所長」を「山梨県総合県税事務所長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第九号

山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立大学大学院学則の一部を改正する規則

山梨県立大学大学院学則(平成十七年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「療育相談論	—	—	2」を	「看護管理論	—	—	2」に
-----------	---	---	-----	--------	---	---	-----

「母性看護学特論」	母性看護学特論	「女性看護学特論」	女性看護学特論
母性看護学特論	母性看護学特論	女性看護学特論	女性看護学特論
母性看護学特論	母性看護学特論	女性看護学特論	女性看護学特論
母性看護学特論	母性看護学特論	女性看護学特論	女性看護学特論
母性看護学演習	母性看護学演習	女性看護学演習	女性看護学演習
母性看護学演習	母性看護学演習	女性看護学演習	女性看護学演習
母性看護学演習	母性看護学演習	女性看護学演習	女性看護学演習
母性看護学特別研究	母性看護学特別研究	女性看護学特別研究	女性看護学特別研究

看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究
看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究
看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究
看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究
看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究
看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究	看護学特別研究

履修方法及び修了要件の欄1に次のただし書を加える。  
ただし、専門分野として看護管理学を選択する場合には、看護管理学の科目一十単位及び共通科目の看護管理論一単位を修得すること。  
別表履修方法及び修了要件の欄2中「共通科目」の下に「(専門分野として看護管理学を選択する場合は、看護管理論を除く)」を加える。

**附則**  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十号**

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則  
山梨県病院事業財務規則(昭和四十四年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「、医務課長及び医務課長があらかじめ指定する課長補佐(次項において「医務課長補佐」という。)」を、及び県立病院経営企画室長に改め、同条第五項中「、医務課長及び医務課長補佐」を、及び県立病院経営企画室長に改める。  
第十条中「医務課長」を「県立病院経営企画室長」に、「課長等」を「室長等」に改める。

第十一条中「医務課」を「県立病院経営企画室」に改める。  
第二十四条、第二十六条第一項及び第二十七条中「課長等」を「室長等」に改め、第二十七条の次に次の一条を加える。  
(指定代理納付者による納付の承認)  
第二十七条の二 企業出納員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、次条第四項及び別表第一において「自治法」という。)第二百三十一條の二第六項の規定により、納入者が指定代理納付者に納付させることを申し出た場合は、これを承認することができる。  
第二十八条に次の三項を加える。

- 2 企業出納員は、前条の規定による承認をした場合は、直ちに納入者に対し、承認した旨を証する書面を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による書面の交付は、当該承認した旨の表示をした納入通知書により行うものとする。
- 4 前条の指定代理納付者が、自治法第二百三十一條の二第六項の指定する日までに前条の規定による承認に係る納入金を納付した場合は、前項の書面を第一項の領収書とみなす。

第三十条及び第三十一条中「課長等」を「室長等」に改める。  
第三十四條第四項中「課長等」を「室長等」に、「支払伝票」を「支払伝票」に改める。  
第三十五条第一項中「課長等」を「室長等」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「あわせて」を「併せて」に改める。  
第三十九條第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同条第二項及び第三項中「課長等」を「室長等」に改める。

第四十条第四項中「課長等」を「室長等」に改める。  
第四十一条第一項中「次の各号」を「次に」に改め、同条第二項中「課長等」を「室長等」に改める。  
第四十二条の見出し中「過誤金」を「過誤払金」に改め、同条中「課長等」を「室長等」に改める。

第四十五条中「課長等」を「室長等」に、「次の各号」を「次に」に改める。  
第四十六条第一項、第二項及び第五項、第四十七條第一項並びに第四十八条中「課長等」を「室長等」に改める。  
第七十一条各号列記以外の部分中「課長等は、たな卸資産」を「室長等は、棚卸資産」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条第一号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第七十三条第二項中「課長等」を「室長等」に改める。  
 第七十四条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「課長等」を「室長等」に改める。  
 第七十六条中「課長等」を「室長等」に改める。  
 第七十八条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「課長等」を「室長等」に改める。  
 第七十九条第一項中「課長等」を「室長等」に改める。  
 第八十三条の見出し中「実地たな卸」を「実地棚卸」に改め、同条第一項中「実地たな卸を行なつた」を「実地棚卸を行つた」に、「課長等」を「室長等」に、「たな卸表」を「棚卸表」に改め、同条第二項中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「あわせて」を「併せて」に、「課長等」を「室長等」に改める。  
 第八十四条の見出し中「たな卸修正」を「棚卸修正」に改め、同条中「課長等は、実地たな卸」を「室長等は、実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸表」を「棚卸表」に改める。  
 第八十九条中「課長等」を「室長等」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。  
 第九十一条第一項中「課長等」を「室長等」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「課長等」を「室長等」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 第九十四条第一項中「課長等」を「室長等」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 第九十七条第一項中「課長等」を「室長等」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「課長等」を「室長等」に、「あわせて」を「併せて」に改める。  
 第九十八条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「課長等」を「室長等」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改める。  
 第一百条第一項中「課長等」を「室長等」に、「又は」を「、又は」に改める。  
 第一百一条第一項中「課長等」を「室長等」に、「又は」を「、又は」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 第一百二条第一項中「課長等」を「室長等」に、「出来なくなつた」を「できなくなつた」に、「たえなくなつた」を「耐えなくなつた」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。  
 第一百三三条中「課長等」を「室長等」に、「又は」を「、又は」に改める。  
 第一百七七条中「課長等」を「室長等」に、「行なおう」を「行おう」に改める。  
 第一百九条中「課長等」を「室長等」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 第一百二十二条第一項中「課長等」を「室長等」に改める。

第一百十三条及び第一百五条第一項中「医務課長」を「県立病院経営企画室長」に改める。  
 第一百七七条第一項中「課長等」を「室長等」に改め、同条第三項中「課長等」を「室長等」に、「こえて」を「超えて」に改める。  
 第一百八十八条第一項及び第二項、第一百九条第一項及び第三項並びに第二百一十条第一項中「課長等」を「室長等」に改める。  
 第二百一十一条第一項中「課長等」を「室長等」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
 第二百二十二条中「課長等」を「室長等」に改める。  
 第二百二十五条第一項中「課長等」を「室長等」に、「行ない、次の各号に」を「行い、次に」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に改める。  
 第二百二十六条第一項中「課長等」を「室長等」に、「すみやかに次の各号に」を「速やかに次に」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項第一号中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条第二項中「課長等」を「室長等」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なつ」を「行つ」に改める。  
 第二百二十七条中「課長等」を「室長等」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
 別表第一委任事項の欄第一号中「及び」を「、及び」に改め、同欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
 二 自治法第二百三十一條の二第六項の規定による指定代理納付者の指定に関すること。  
 別表第三を次のように改める。  
 別表第三(第五条関係)

福祉保健部長専決事項	県立病院経営企画室長専決事項
一 金額百万円未満の予備費の充当に関すること。	一 予算の令達に関すること。
二 金額千万円以上の収入の決定に関すること。	二 目節の流用に関すること。
三 金額百万円未満の寄付金の受入れ(予算で定められているものに限る。)の決定に関すること。	三 金額千万円未満の収入の決定に関すること。
四 金額千万円以上の国庫支出金の申請及び精算に関すること。	四 金額千万円未満の国庫支出金の申請及び精算に関すること。
	五 金額千万円(工事にあつては五千万円)未満の支出負担行為の決定に関すること。

五 金額千円以上二千円未満（工事にあつては五万円以上一億円未満）の支出負担行為の決定に関する事  
六 金額五百万円以上三千円未満の資産の交換及び処分に関する事  
七 報酬、給料、手当、法定福利費、賃金及び旅費の支払いに関する事  
八 れい入、れい出、振替、更正、訂正及び取消しの決定に関する事  
九 預り金及び預り有価証券の受払いの決定に関する事  
十 所得税源泉徴収、県市町村民税特別徴収及び払込みに関する事  
十一 収入の通知、支出の命令並びに物品及び有価証券の出納の通知に関する事。

別表第五山梨中央銀行本店の項中「医務課、中央病院」を「県立病院経営企画室 中央病院」に改め、同表山梨中央銀行県庁支店の項中「医務課」を「県立病院経営企画室」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中

局長 (院長 課長)	次長 (課長 補佐)	局長 (院長 室長)
---------------	---------------	---------------

に改める。

次長	
----	--

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定につ

いては公布の日から、第二十七条の次に次の一条を加える改正規定及び第二十八条に次の三項を加える改正規定は平成二十年七月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十年七月一日から同年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の山梨県病院事業財務規則第二十七条の二の規定の適用については、同条中「場合」とあるのは、「場合（中央病院に係る納入金に限る。）」とする。

山梨県規則第十一号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二に次の一号を加える。

四 医療法第七条の規定による許可を受けた病院であつて、その診療科名中に産婦人科又は産科を有するもの（助産師の業務に従事した場合に限る。）

第十二号様式中

就業施設名	就業科
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務

・病棟名	
3 看護師業務	4 准看護

備考

」を  
「出たる業務」欄は該証する

に改め、同様式就業施設記

算用数字を○で囲んで下さい。  
入欄中「若は、山梨県内の次の施設に勤務していること又は在職していた」を「申請者について、上記「2 就業状況」とおり相違ない」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与を開始する看護職員修学資金について適用し、同日前に貸与を開始した看護職員修学資金については、なお従前の例による。

山梨県規則第十二号

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山梨県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「対し」を「対する」に、「貸付金」という。( ) を「貸付金」という。( ) の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部」に改め、同条第二項を削る。

第五条を削る。

第六条第一項中「これを」の下に「知事が別に定める書類とともに」を加え、「添え」を「添えて」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

3 知事は、第一項の認定をしたときは、同項の規定により申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

第七条を削り、第五条の次に次の一条を加える。

(貸付けの申請)

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、前条第三項の規定による通知の写しを

添えて、融資機関に貸付けを申請しなければならない。

2 融資機関は、貸付金の貸付けを行うために必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、山梨県林業・木材産業改善資金貸付金貸付申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

第八条中「前条」を「前条第二項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、「確認して」の下に「県貸付金の」を加え、「申請者」を「融資機関」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに貸付金の貸付けを行う旨を前条第一項の申請をした者(次条第三項において「申請者」という。)に通知しなければならない。

第九条の見出しを「(県貸付金の貸付け等)」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「貸付けの決定を受けた者」を「県貸付金の貸付けの決定を受けた融資機関」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第八条とする。

2 知事は、前項の規定により借用証書の提出を受けたときは、融資機関に県貸付金を交付するものとする。

3 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに申請者に貸付金の貸付けを行わなければならない。

第十条中「第一条第一項の規定により」を削り、「日から」の下に「起算して」を加え、「山梨県林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書(第三号様式)」を知事に提出しなければならない」を「当該事業が完了した旨を融資機関に報告しなければならない」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 融資機関は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、山梨県林業・木材産業改善資金貸付金事業実施報告書(第二号様式)に当該事業が完了した旨を記載した書類の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

第十一条中「知事」を「融資機関」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、支払期日を指定して期限前の償還を請求することができる。

一 前項の規定により借受者から期限前の償還を受けたとき。

二 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。

四 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務又は資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠

ったとき。

第十二条第一項中「知事」を「融資機関」に改め、「ときは」の下に「知事の承認を得て」を加え、同条第二項中「山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（第四号様式）に知事の指定する証明書を添え」を「支払猶予を必要とする理由を証明する書類を添えて」に、「知事に提出しなければならない」を「融資機関に申請しなければならない」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

3 融資機関は、前項の規定による支払猶予の申請が適当であると認めるときは、速やかに、借受者から提出を受けた書類の写しを添えて、山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（第四号様式）により、知事の承認を得なければならない。

第十三条中「前条第二項の山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書」を「前条第三項の申請書」に、「支払猶予の適否を決定し、申請者」を「支払猶予を行うことが適当であると認めるときは、支払猶予の承認をし、融資機関」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

2 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、支払猶予を行うものとし、前条第二項の規定による申請をした借受者にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、第一項の承認を行ったときは、当該承認に係る支払猶予の期間と同一の期間、融資機関の県貸付金の償還を猶予するものとする。

第十四条中「借受者は」を「融資機関は、借受者が」に、「支払わなければならない」を「徴収するものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

2 知事は、融資機関が支払期日までに償還すべき金額を償還しなかったときは、償還すべき額につき年十二・二五パーセントの割合で支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

第十五条を削る。

第十六条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第十四条とする。

第十七条を削り、第十八条を第十五条とする。

第一号様式中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「計画書」を「計画書及び知事が別に定める書類」に改める。  
第二号様式から第四号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)  
住所  
名称  
代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第1条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付を行うため、県貸付金を借用したいので、同規則第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円



第3号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(融資機関)

住所

名称

代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金について次のとおり事業を実施したので、山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により報告します。

林業・木材産業改善資金県貸付金借受の状況

貸付決定番号		貸付決定年月日	
貸付金額		貸付実行日	

注 各林業従事者等から提出を受けた山梨県林業・木材産業改善資金の事業の実施が完了した旨を記載した書類の写しを添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

（融資機関）

住所

名称

代表者

印

山梨県林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第3項の規定により、次のとおり支払猶予を申請します。

1 貸付けを受けた資金

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受番号	償還済額	借受残高

2 償還計画

（変更前）

償還内容			
回	償還期日	償還金額	借受残高
1			
2			
3			
4			
5			

（変更後）

償還内容			
回	償還期日	償還金額	借受残高
1			
2			
3			
4			
5			

3 支払猶予後の借受残高の償還方法

注 借受者から提出を受けた支払猶予を必要とする理由を証明する書類添付すること。